

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第６０号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（期末手当） 第14条 （略） ２ 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 （１）～（４） （略） ３ （略） ４ 定年前再任用短時間勤務職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 ５・６ （略） （勤勉手当） 第14条の４ （略） ２ 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に基準日以前６か月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額を超えてはならない。 （略） ３ （略） ４ 定年前再任用短時間勤務職員に対する第２項の規定の適用については、第２項中「<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額」とあるのは「<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額」とする。 ５～７ （略）	（期末手当） 第14条 （略） ２ 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 （１）～（４） （略） ３ （略） ４ 定年前再任用短時間勤務職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。 ５・６ （略） （勤勉手当） 第14条の４ （略） ２ 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に基準日以前６か月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額を超えてはならない。 （略） ３ （略） ４ 定年前再任用短時間勤務職員に対する第２項の規定の適用については、第２項中「<u>100分の105</u>を乗じて得た額」とあるのは「<u>100分の50</u>を乗じて得た額」とする。 ５～７ （略）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第2の規定は、令和6年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第14条及び第14条の4の規定は令和6年12月1日から適用する。
(令和6年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 3 令和6年12月に支給する期末手当に係る改正後の給与条例第14条の規定の適用については、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」に、同条第4項中「100分の70」とあるのは「100分の71.25」とする。
(令和6年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)
- 4 令和6年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の給与条例第14条の4の規定の適用については、同条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」に、同条第4項中「100分の50」とあるのは「100分の51.25」とする。
(給与の内払)
- 5 この条例による改正前の職員の給与に関する条例に基づいて、令和6年4月1日以降の分として支給を受けた給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。